

保護者の皆様へ

令和4年6月30日

大阪市立桜宮中学校  
校長 向井秀俊

## 非常変災時等の措置について(お知らせ)

初夏の候、皆様にはますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

平素は本校教育発展のために、いろいろとご協力をいただき、深く感謝致しております。

さて、大阪市教育委員会より非常変災時等の措置について通知がありました。

つきましては、臨時休業の措置基準が以下のようになりますのでお知らせいたします。ご理解ご協力をいただきますようよろしくお願ひいたします。

記

### 【臨時休業の措置基準】

午前7時の時点で、次に掲げる態様及び規模の災害が発生した場合には臨時休業とする。

なお、午前7時を過ぎて始業時刻(8時30分)までに、次に掲げる態様及び規模の災害が発生した場合についても臨時休業とする。

(1) 大阪市において、「暴風警報」もしくは「暴風雪警報」又は「特別警報」が発表された場合。

(2) 所在する区のいずれかの地域において 河川氾濫の「警戒レベル3 (高齢者等は避難)」、「警戒レベル4 (全員避難)」の発令があった場合。

(3) 大阪市内のいずれかの地域において、震度5弱以上の地震が発生(気象庁発表)した場合。

(4) 「南海トラフ地震に関する情報」(臨時)のうち、「観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された場合」に関するもの(気象庁発表)が発表された場合。

上記(1)～(4)に関わらず、登校時の安全が確保できない事態の発生その他学校周辺の緊急事態が生じた場合、もしくは教育施設の被害その他教育活動の実施が困難となる事態等が生じた場合、又はこれらの事態が生じるおそれがあると認められる場合には、校長の判断により臨時休業とすることができます。